インフルエンザによる出席停止期間の基準が変更されました

インフルエンザによる学校の出席停止期間は、発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで【学校保健安全法施行規則第１９条（２０１２年４月１日改正）】

これまでは「解熱後２日が経過するまで」でしたが、
それに加えて「発症後５日が経過していること」も条件になりました。

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウィルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけましょう。

＊発症日（当日０日）は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状（発熱など）が始まった日です。そのため、受診時に主治医の先生に「発症日」を確認・相談しましょう。

＊「発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日」とは、最低でも「発症した後５日を経過するまで出席停止」となります。それに加えて、解熱した日によって出席停止期間は延長することがありますので、登校許可日は主治医の先生の指示に従ってください。

		発症日 ０日目	発症後 １日目	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後５日を経過		
								６日目	７日目	８日目
例１	発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例２	発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	発症後 ５日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例３	発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例４	発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例５	発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	